

補助金公募要項

コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金による



withコロナ時代のライブエンタメ事業の支援

補助金ご利用の手引き
補助金公募要項
(ビジネスモデル革新枠)

Version3(2022.3.31)

本書の内容は予告なく変更される事があります

VIA  Visual Industry Promotion Organization
特定非営利活動法人 映像産業振興機構

この書類について

本書には、この補助金を活用するうえで必要となる、条件、要件、手続のルールや、やらなければならないこと、やってはいけないこと等、この補助金を受けて事業を推進するうえで大切な事項が、網羅的に記載してあります。事業者の皆様は、本書をよくお読みになり、補助金を有効にご活用ください。また本書は不定期に改訂されることがありますので、ウェブサイトや事務局からのメールマガジン等で、本書の改訂情報にもご注意ください。万が一、各種説明会等や報道等と、本書の表現や解釈が異なる場合は、本書の最新版の記載事項が優先されます。

この補助金の交付については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）」「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付要綱」「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付規程」およびその他の法令の定めによるほか、この補助金公募要項の定めるところによります。

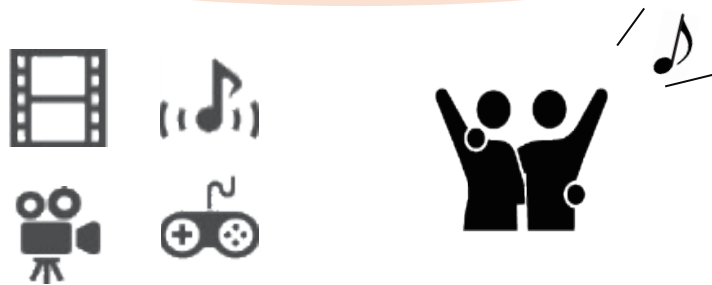
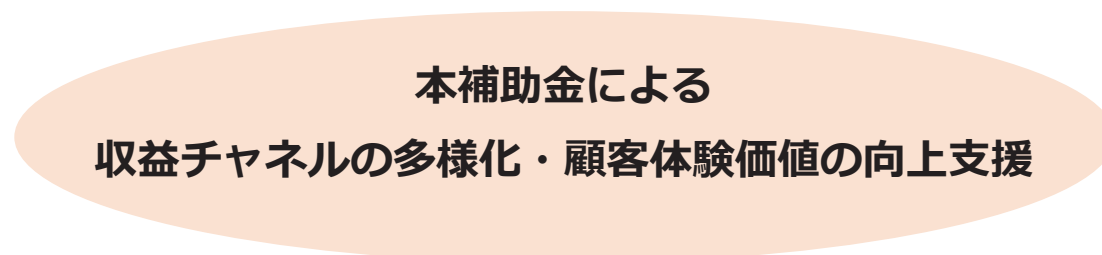
02	この補助金の目的
03	用語集
05	本補助金利用の流れ
06	応募期間・実施期間
07	対象となる事業の範囲
09	補助金の申請主体・申請単位
10	対象となる事業の要件
14	審査基準について
15	補助金の上限・補助率
16	複数イベントを1つのイベントとして申請する場合について
17	補助の対象となる経費
18	補助の対象にならない経費
19	補助対象経費の発注時期、事前着手費用について
20	補助対象経費の考え方
23	交付額事後調整
24	応募資格
25	応募書類
26	応募方法
27	採択・交付決定
28	補助金交付申請取下げ書
29	採択・交付決定の事故報告
30	事業変更
31	注意事項

02 この補助金の目的

この補助金の目的

この補助金は、令和3年度補正予算による「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業」を活用し、映像産業振興機構補助金事業部が事務局となって実施するものです。

この補助金は、収益チャネルの多様化や顧客体験価値の向上を行うコンテンツに関するイベントへの支援を通して、エンターテインメントビジネスにおける新たな顧客や事業機会の確保、収益基盤の多様化・強靱化を実現することで、日本発コンテンツを活用した新しいビジネスモデルへの転換を促進することを目的としています。



本書で使われる用語は以下のように定義します

補助金

本補助金は政府の令和3年度補正予算による「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金」を事業者に間接的に補助するものです。

事業・事業者

本補助金の補助を受けて実施する事業を「間接補助事業」といい、本書においては「事業」と呼びます。また、その事業を行う事業者を「間接補助事業者」といい、本書においては「事業者」と呼びます。

事務局

政府より「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金」の交付を受け、補助金の募集や交付を行う組織を事務局といい、映像産業振興機構補助金事務局がその任を担っています。本書においては、「補助金事務局」または「事務局」と呼称します。

審査委員会

事務局から独立した組織として、有識者により構成されている外部委員会です。応募された事業について、本補助金の補助を行うかどうかといった採択審査や、ルールや基準を適正化するために諮問を行う機関としての役割を担っています。

対象経費

事業で使われる経費には補助金の「対象経費」と「対象外経費」があり、補助金の対象となるのは「対象経費」のみです。したがって応募にあたっては本書の対象経費の項をよく読み、事業計画をたてるようにしてください。**！ 対象経費は費目などの名目ではなく実体で判断されます。**

補助率

本補助金では以下のとおり補助します。
 ・収益基盤強化枠：補助対象経費の2分の1、3分の1、4分の1
 ・ビジネスモデル革新枠：補助対象経費の2分の1

応募

本補助金を利用したい事業者が必要書類や予算計画などを整えて提出することです。

採択・不採択

応募された事業は、決められた締切日に締切られ、順次審査委員会に諮られ採択審査により「採択」か「不採択」が決定します。また採択にあたり条件を付される事もあります。

交付申請・交付決定

採択された事業者に対し、事務局が交付決定通知書を発行します。同通知書の日付が交付決定日となります。

事業完了

予定された事業をすべて終了し、すべての支払を終え、実績報告書を提出する事です。事業完了日は、原則として、イベント日から120日以内に設定いただきます。

！ 事業完了日までに支払われた経費のみが補助の対象になります。

事業期間

交付決定日から事業完了日までを事業期間といいます。事業期間中は適宜、事務局に事業の進捗報告を行っていただきます。また事業遂行するうえで変更の可能性が生じたり、補助対象経費などで不明点がある場合は、事務局に相談してください。

計画変更

事情により事業計画に変更が生じる場合は、速やかに事務局担当者に報告してください。必要な手続についてご案内致します。

！ 事務局に連絡しないまま事業内容が変更されてしまうと、変更部分について補助できなくなる恐れがありますのでご注意ください。

確定検査・額の確定

実績報告を検査し採択された内容どおりに事業が実施されたかどうか、経費が適切に支出されたかどうかを検査します。事業で発生した成果物や、発注書・請求書・支払の証拠等の証憑類は、この時にチェックします。検査の結果に基づき、お支払いする補助金の額を確定し、通知します。

補助金の請求・支払

補助金の額の確定を受けた事業は、精算払請求書を作成して事務局に補助金を請求します。事務局は精算払請求書を受理したら、最長20日、最短10日でお支払い致します。
 (毎月10日、20日、30日に締め切り、それぞれ20日、30日、翌10日に振込みます)

 本資料は、「**ビジネスモデル革新枠**」に関する**公募要項**になります。
「**収益基盤強化枠**」に関する資料ではございませんので、ご注意ください。

補助金利用申請～補助金支払いまでの大きな流れは以下のとおりです。
事業者様にて主に行っていただく項目は赤字部分になります。

1. **事業者登録**
2. **申請** (6頁以降をご参照ください。申請書類・応募フォームについては24頁以降をご参照ください。)
3. **審査** (14頁をご参照ください)
4. **交付決定**
5. **イベント実施** (※補助金は、原則として交付決定日以降に生じた経費をお支払いするものです。
イベントの実施日は必ず「交付決定日以降」になります)
6. **実績報告** (今後改めてご案内予定です)
7. **確定検査** (同上)
8. **補助金支払い**

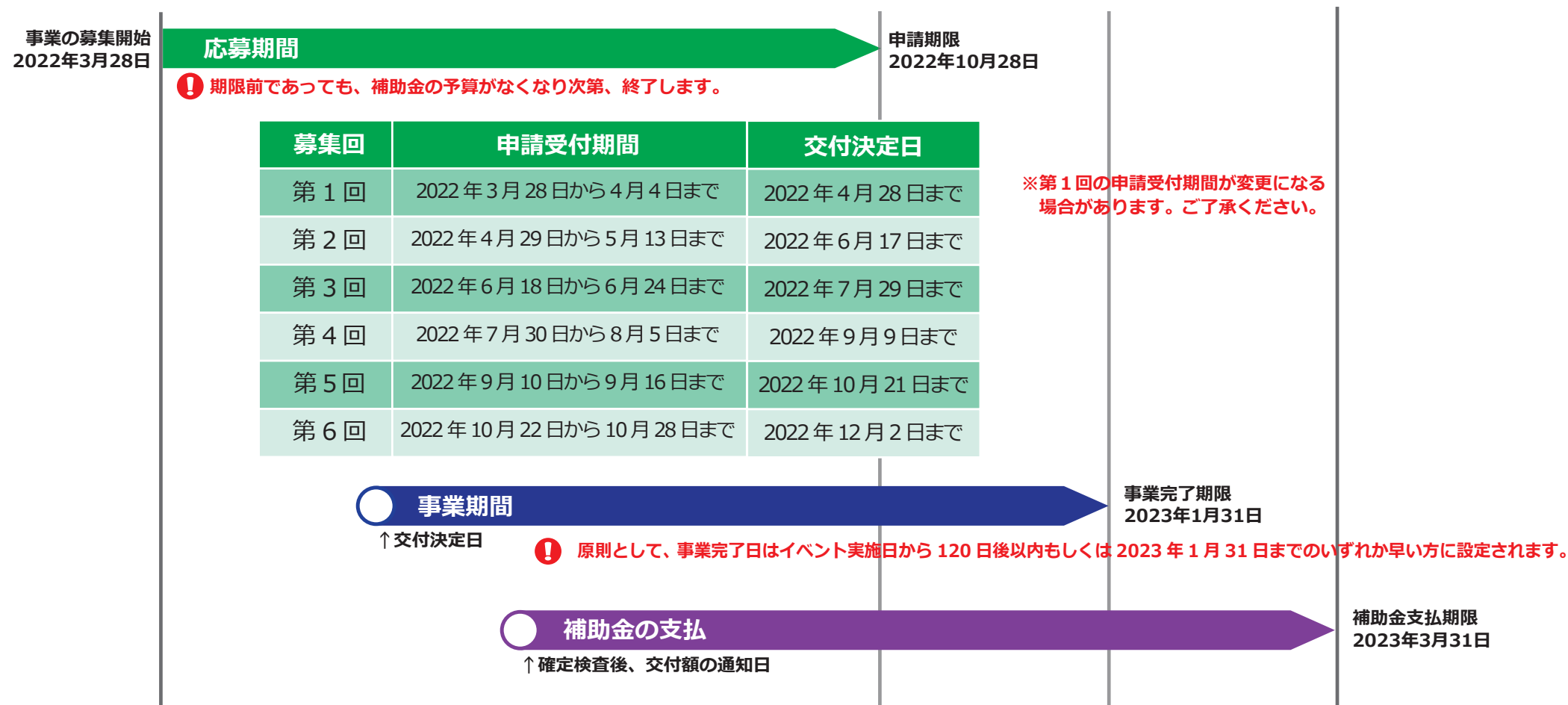
06 応募期間・実施期間

この補助金の実施期間

この補助金の実施期間は2022年3月28日より2023年3月31日までとなっています。

補助金の申請受付期間、事業完了期限、補助金の支払期限が下図の通り設定されていますが、申請受付期間(募集回)は6回に分かれております。

事業完了日はイベント実施日から120日後以内もしくは2023年1月31日のいずれか早い方に設定いただきます。超過した場合は補助金を支払えませんので、ご注意ください。



本補助金の対象は、「日本発のコンテンツに関するイベント」です。

「コンテンツに関するイベント」とは

- コンテンツ分野（文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 8 条から第 11 条に定める文化芸術分野のうち、「実演を伴うイベント」を実施する事業（第 9 条に掲げるメディア芸術については、実演は必須ではありません。）を指します。

※ここで言う「実演」とは、当該イベントにおいて演者等が観客に対して実際に演ずる（パフォーマンスを行う）ことを指します。

- 「イベント」とは、「顧客（イベント参加者）からチケット収入等を得て運営される集客興行」を指します。会場で実施される有観客イベントの他、リアルタイムフル配信による無観客のイベント（事前収録した映像を生配信の一部もしくは全部に活用可）も対象です。

※即売会・展示会のような物販を目的としたイベント、企業・団体の福利厚生を目的としたイベント及び商業施設等への集客を目的とするイベントは対象外です。

※リアルタイムあるいは収録映像を特定日時にオンライン等で配信するイベントは対象になりますが、当該イベントと視聴者の収入が紐付かない方式（サブスクリプション等）で実施するイベントは対象外です。

※イベントとしての集客がないもの（音楽 DVD や、常時視聴可能なアーカイブ配信）は対象外です。

※過去に DVD、配信、テレビ放映等で使用した映像制作費は、本イベントの制作費には該当しないため、補助対象外費用です。

<イメージ> ※以下に例示するイベントであっても、取組要件を満たす必要があります。

実演を伴う必要があるイベント

音楽ライブ・コンサート

演劇・ミュージカル

歌舞伎・雅楽

落語

漫才

など

実演を伴う必要がないイベント

CG アニメーション

芸術花火

など

08 対象となる事業の範囲（2）

「日本発」とは

国内で行われるイベントのうち、以下の（1）または（2）及び（3）に該当するものをいいます。
（（2）の場合は（3）が必須です）

※（2）及び（3）に該当する場合、取り入れる演出等が明確にわかる資料を申請時にご提出いただき、その結果が客観的にわかる動画や静止画等を実績報告時にご提出ください。

- （1）日本国民（特別永住者を含む。以下同じ。）が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ（例えば、音楽コンサートの場合には、セットリストの楽曲を作詞・作曲それぞれでカウントし、過半数を日本国民が行っている）
- （2）日本国民がそのイベントに主体的に関与する予定のコンテンツ（例えば、主役、演出家、舞台監督、制作監督、プロデューサーもしくはステージマネージャーまたはこれらに準ずる者が日本国民の場合や出演者の過半数が日本国民）
- （3）日本要素を演出等に取り入れているコンテンツ（例えば、音楽コンサートの場合、実演される楽曲の著作権を日本国民が有していない場合、演奏又は歌唱に当たって（2）の要件に当たる演出家や舞台監督が独自に解釈を加え、客観的に「日本発コンテンツ」であることを認識できるような演出等（演奏法、歌唱法、ストーリー、歌詞などに関する工夫）をイベントに取り入れること

※ただし、伝統芸能、芸能分野のコンテンツにおいては、上記の制限はありません。また、形式的に上記の例示に該当する場合においても、ただちに「日本発のコンテンツ」に該当すると判断されるわけではなく、イベントの広報内容等諸般の事情を考慮し、審査委員会において「日本発のコンテンツ」の該当性が判断されます。

※法令または公序良俗に反する事業は対象になりません。

この補助金の申請主体は、「イベントの主催者である法人」です。

- チケット券面上の主催者ではなく、「主要な費用を負担し、当該イベントのリスクを負っている法人」となります。
- 「イベントのリスクを負っている法人」とは、「当該イベントに関する費用を負担している法人」や「当該イベントが中止した際に、最終的にチケット収入を得られなくなる法人」となります。
- ※ 法人とは、日本の法令に基づき設立された法人（非営利法人含む）または地方自治法で定められた地方公共団体が該当します。
- 共同出資（製作委員会を含む）の場合、または貸し切り公演のように申請主体となりうる者が複数いる場合、本補助金の申請者となる主催者について、当事者間で「申請合意書」を交わすことにより申請主体を1者としてください。また、「申請合意書」は申請時に提出が必要です（「申請合意書」は、J-LOD（3）1.「ビジネスモデル革新枠」専用サイトから取得できます）。
- 但し、既に採択されている事業者が真の申請事業者でない場合は、その事業者は、交付決定取り消しだけでなく、虚偽の申告と見做され、適化法29条により、5年以下の懲役もしくは、百万円以下の罰金に処される場合がありますので、ご注意ください。

本補助金の申請単位は「1イベント」ごととなります。

- 「1イベント」とは、1チケットで顧客が観覧等可能な取組を指します。よって、基本的には開催日が複数日・複数時間帯に跨がるチケットが異なるイベントは複数回申請することとなります。一方、例外として、同一会場・同一演目のイベント又は複数会場・同一演目のイベントについては、複数日・複数時間帯に跨がるイベントを1申請とすることもできます。（詳細は16頁を参照ください）

本補助金は「基本的に1社1件」となります。

- 1度採択された事業者であっても、（1）収益チャネルの多様化のための取組、（2）顧客体験価値向上のための取組のすべての内容がすでに採択されたイベントと全く異なり、かつ、その収益率が1度採択された案件と比較して5%以上高いものであると審査委員会が判断した場合のみ採択されることとなります。

10 対象となる事業の要件

「**ビジネスモデル革新枠**」の申請要件は以下のとおりです。
以下の内容に適合しているかどうかを審査委員会にて判断します。

申請要件

- ① イベントの主催者が（1）収益チャネルの多様化のための取組、（2）顧客体験価値向上のための取組、をそれぞれ1つ以上取り入れた「コンテンツに関するイベント」を実施すること。
- ② 計画上、①の取組により、当該イベントによる収入が支出と比して120%以上見込まれ、補助対象経費が1億円を超えていること（**補助金を収入に計上することはできません。**）。
- ③ 業種別ガイドラインに基づいて行った新型コロナウイルス感染予防対策の実施状況を報告すること。

「審査委員会」について

この補助金では、事務局が委嘱する「外部審査委員会」により、審査基準に従って多面的に審査検討したうえで「採択」／「不採択」を決定しています。
なお、審査委員会に関する以下の事項は開示致しません。

- 審査委員会の開催日程
- 審査委員会の議事録
- 審査委員の名前、所属、連絡先等

申請要件に関する注意点

- ・ 要件①（1）（2）は、両方を満たす必要があります。
- ・ 要件①（1）（2）は、通常行われているような取組では要件を満たしません。
※詳細は12頁参照。
- ・ 要件②は、単体として収支計画が独立して計上している必要があります。
- ・ **要件③は、イベント実施時点における新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針・要請等および業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に反しないイベントを実施することが前提となります。**
- ・ **実績報告時に、イベント会場所の地方自治体に提出した「安全計画書」もしくは「チェックリストをHP等に公表した旨のわかる証憑（更新日時わかるHPの写し等）」をご提出いただく必要があります。提出できていなかった場合は、交付決定取消しとします。**

※各取組について実際に行ったことを確認するため、確定検査時に必要な証憑をご提出いただく必要があります。

※実施したが証憑が提出できなかった取組や実施できなかった取組が1つでもあった場合、補助金支払額の減額もしくは交付決定取消しとなりますのでご注意ください。

取組事例イメージについては次頁をご参照ください。

12 要件①((1) 収益チャネルの多様化、(2) 顧客体験価値の向上) に取組事例について

※以下はあくまでも例示です。

【収益チャネルの多様化のための取組】としての事例

- : 有料アーカイブ配信、多様なチケットの販売（特典付き、グッズ付き、特殊体験付き（例：3D体験）、ダイナミックプライシング、エリアチケット）
- : 上映会・ライブビューイング（同日・後日含む）、クラウドファンディング、投げ銭、リアルタイムフル配信、配信時における「着せ替え」等の課金システム導入
- ◇: イベント音源・映像等の2次使用によるデジタルコンテンツ流通・番組販売等、協賛収入、独占放映料、DVD・Blu-ray等の媒体販売、ライブフォト
- ◆: 有料アフタートークイベント

等

＜確定検査時に必要な証憑例＞

- : プレイガイドから発行された該当箇所記載の販売証憑等
- : プラットフォーマーなど配信事業者から発行された計算書又は画面キャプチャー等
- ◇: 法的効力のある契約書等
- ◆: 日時会場が確認可能な5分以内の動画等

【顧客体験価値向上のための取組】としての事例

ファシリテーター	<ul style="list-style-type: none"> ◆: ティーザー動画等による期待感の演出、アーカイブ配信（公演の全部又は一部）、イベント中における双方向コミュニケーション、マルチアングル配信、特殊音響技術（立体音響等）、リアルタイム公演参加演出（ペンライトの同期等）、特殊照明、特殊ステージ（可動型ステージ、特殊効果可能なステージ等）、特殊衣装（電飾衣装等）、特殊スクリーン（シースルー、ミスト等）、XR（AR/VR）、4K/8K、5G、プロジェクションマッピング、カメラ等のトラッキング技術、リアルタイム合成、3DCG、モーションキャプチャー、ホログラム ○: 来場者特典（リピーター特典、日替わり特典、平日特典、特典映像） ●: ブロックチェーン技術の活用
(出演者、主催者)コンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> ◆: タイアップイベントの実施、アフタートークイベント、バックステージツアー、ゲスト招聘などによる特別公演形態

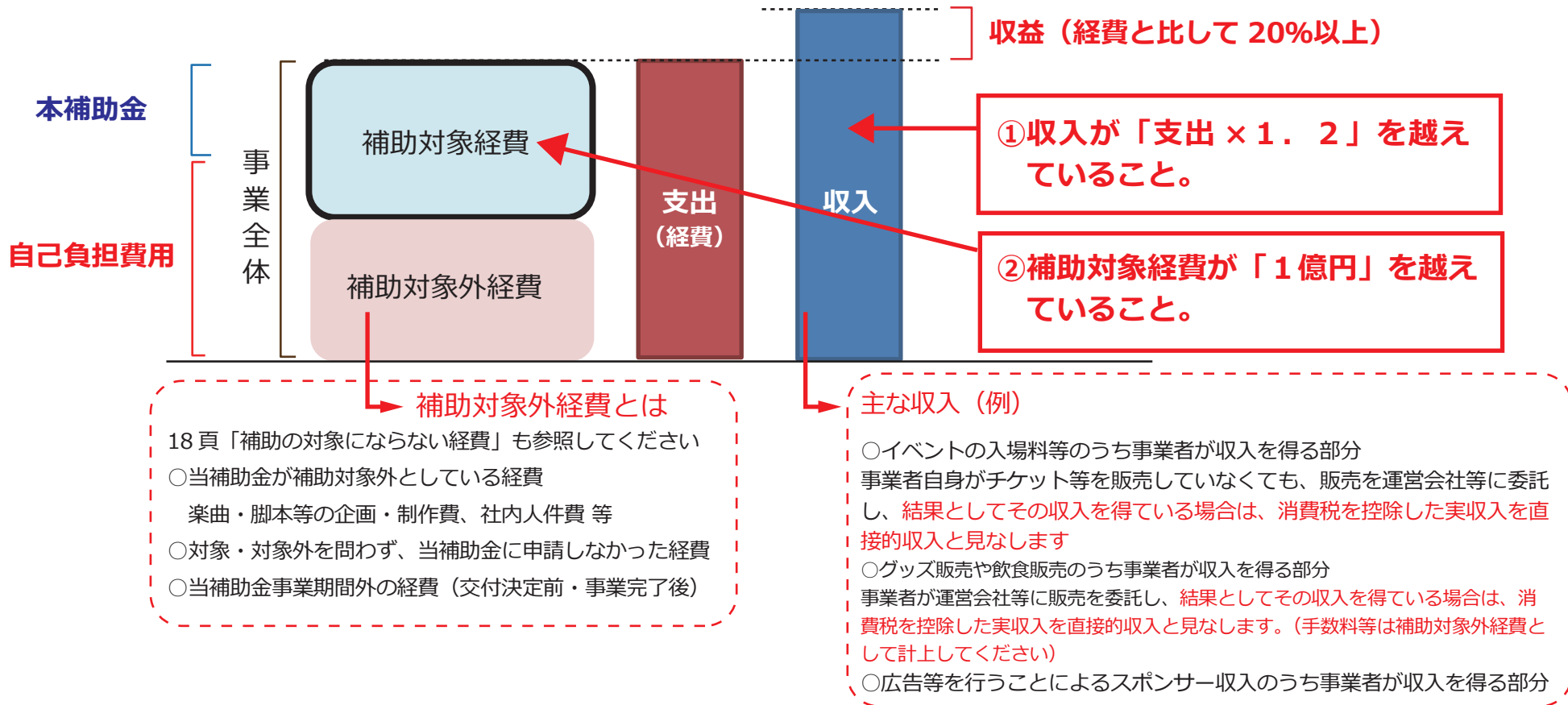
等

等

要件①(1) 収益チャネルの多様化のための取組、及び(2) 顧客体験価値の向上のための取組、をそれぞれ1つ以上取り入れ、「計画上、当該イベントによる収入が支出と比して120%以上見込まれること、かつ補助対象経費が1億円を越えること」が要件となります。

※なお、収入には、事業完了日までに精算が終了し実績報告できる収入のみ加算することができます。また、補助金を収入に計上することはできません。

計画上、収入が支出と比して120%以上見込まれるとは



14 審査基準について

応募された事業は審査委員会により以下の審査基準に基づいて「外部審査委員会」により審査されます。

※外部審査委員会に関する「審査委員会の開催日程」「審査委員会の議事録」「審査委員の名前、所属、連絡先」等の情報は開示いたしません。

収益チャネル 多様化

×

- 収益チャネル多様化の取組内容
- ※すでに一度採択されたことのある場合は、その取組とすべて異なっているものか。
- 収益チャネル多様化の取組が、収入の向上にどのような影響を与えるか。客観的な事実に基づき定量分析を行うこと。

顧客体験 の拡張

×

- 顧客体験拡張の取組内容
- ※すでに一度採択されたことのある場合は、その取組とすべて異なっているものか。
- 顧客体験拡張の取組が、収入の向上にどのような影響を与えるか。顧客の獲得またはチケット単価の向上などを例に挙げながら客観的な事実に基づき定量分析を行うこと。

事業内容

×

- イベント概要（誰が、何を、いつ、どうやって行うイベントか）
- なぜ応募事業者が実施するのか。
- 自社内やパートナー企業の実施体制をどのように定めているか。イベント実施の実績はどうか。
- 自社の今後のビジネス戦略にどう生かしていく予定か。
- 業界全体への波及可能性をどう見込んでいるか。

費用の合理性

- 経費の合理性
- 収支計画における計画性
- ※すでに一度採択されたことのある場合は、収益率が1度採択された案件と比較して5%以上高いものであるか。

補助金額の上限

1件の申請につき 1 億円（補助金額：補助対象経費 × 補助率）

※同一会場・同一演目のイベント又は複数会場・同一演目のイベントは 1 件として申請可能です。
ただし、補助金の上限額は 1 億円です。

補助金額の補助率

適用される補助率は、「1/2」です。

（支援イメージ）



16 複数イベントを1つのイベントとして申請する場合について

本補助金の申請単位は「1イベント」ごととなります。「1イベント」とは、1チケットで顧客が観覧等可能な取組を指します。一方、例外として、同一会場・同一演目のイベント又は複数会場・同一演目のイベントについては、複数日・複数時間帯に跨がるイベントを1申請とすることもできます。複数日・複数時間帯に跨がるイベントについて申請を行う場合は、その申請に何個のイベントが含まれ、収支計画の総額を各イベント毎にどのように積上げたか示す必要があります。

【注意事項】

- 補助金上限は、全体で1億円の上限が適用されます。
- 複数イベントのうち、一部のイベントが何らの事由により実施されなくなった場合には減額する必要があるため、1イベントごとの経費の内訳が必要となります。
- 事業完了日はイベント最終日から原則120日以内となります。

<事例> ①6月1日、②6月20日、③7月8日、④7月25日、⑤8月3日、計5回の全国ツアーイベントを申請する。

→ 複数会場・同一演目にあたるので、5イベントを1申請とすることができます。

いずれの費用も、補助を受ける事業のために**事業者自身が支出したもののみ**が対象です。
なお費用によっては補助対象額に制限をかけることがあります。

例えば、既存の作品を利用してイベントを実施する際には、今回のイベント実施のために支出した費用のみ対象となり、既存の作品制作に関連する費用は対象外となります。

イベントの実施に関する費用

<出演関係費>

- ✓ 出演料

<制作関係費>

- ✓ 演出関係費
- ✓ 権利使用料
- ✓ 舞台制作費
- ✓ 舞台スタッフ費
- ✓ 運搬費
- ✓ 映像撮影費
- ✓ 交通費・宿泊費
- ✓ 保険料（当該イベントに係るものに限る）
- ✓ イベント広告・宣伝費（媒体費・制作費
いずれも対象）※①②の広告・宣伝費の合計額を、総対象経費の10%以内とする

<運営関係費>

- ✓ 運営スタッフ費
- ✓ チケット販売関係費（払戻し手数料を含む）
- ✓ 光熱水料
- ✓ 配信関係費
- ✓ 感染予防対策費
（新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認するための検査費を含む）

<会場関係費>

- ✓ 会場施設使用料
- ✓ 付帯設備費
- ✓ 施設維持費（自社所有の場合の会場のみ）

消費税

消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額として申請しその内容で交付決定を受けた免税事業者、簡易課税事業者、消費税法別表第三に掲げる法人のうち消費税等仕入控除調整を行わない事業者のみ、対象経費となります。

18 補助の対象にならない経費

この補助金では以下の経費は対象外です。

当該イベントの為に制作された収録物ではない映像（過去のアーカイブ映像等）を活用する場合でも、それらの映像を最新技術を使用して上映するイベントは対象になる可能性があります。

但し、その場合でも、過去のアーカイブ映像等の制作費は対象外費用となります。

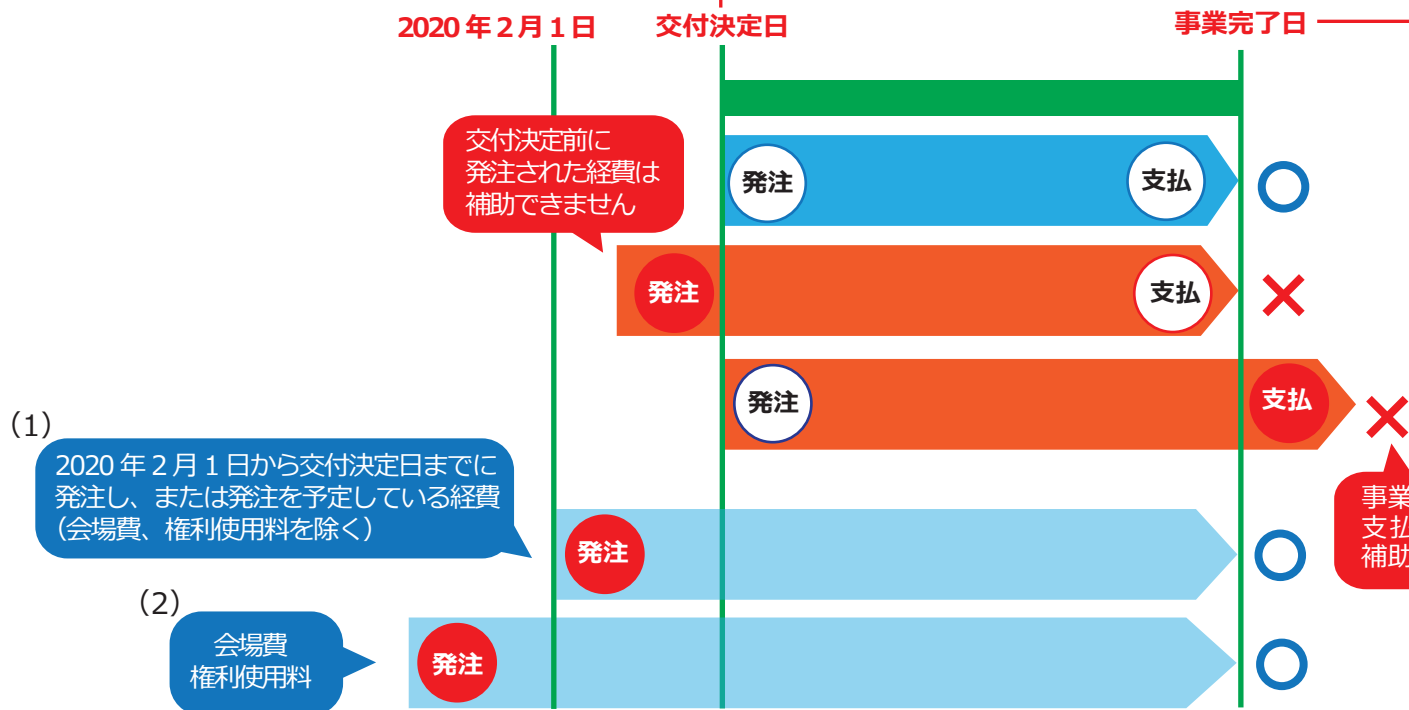
※消費税については例外的に対象経費となる場合があります。詳細は前ページの「消費税」の欄をご覧ください。

イベントの実施に関する費用における補助対象外経費

- | | |
|-----------------|------------|
| ✓ 楽曲・脚本等の企画・制作費 | ✓ 物販・飲食関係費 |
| ✓ 社内人件費 | ✓ 交際・接待費 |
| ✓ 銀行の振込手数料 | ✓ 消費税 |
- 等

- 原則、交付決定日以降に発注し、事業完了日までには支払った経費が補助対象経費となります。
 ※交付決定日より前のイベント実施日の案件の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
 - ただし、真にやむを得ない事情により交付決定日より前に発注した以下の経費は補助対象経費として認められる場合があります。
 - 事前着手費用を申請する場合には、申請時に「事前着手届出」を提出する必要があります。（「事前着手届出」は、J-LOD（3）1.「ビジネスモデル革新枠」専用サイトから取得できます）
 ※申請時に事前着手届出を提出していない場合の事前着手費用は、原則、対象費用として認めることはできませんのでご注意ください。
- (1) 2020年2月1日から交付決定日までには発注し、または発注を予定している経費（会場費、権利使用料を除く）
 (2) 会場費、権利使用料
- 事業のために申請者自身が支出した経費のみが対象です。

交付決定日と事業完了日は、交付決定通知書に記載されています。



(様式2) 補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛先
特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長名

コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付決定通知書
 (with コロナ時代におけるエンタメビジネスを行う事業の支援(ビジネスモデル革新枠))

令和 年 月 日付で申請のありました、コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金については、コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付規程第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付で申請のありましたコンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付申請書記載のとおりとします。

事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業開始日	令和 年 月 日
事業完了日	令和 年 月 日

ただし、交付規程の定めるところにより、別紙にて条件を付す場合があります。

2. 間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

事業費	間接補助事業全体に要する経費総額	補助対象経費	補助金額
円	円	円	円

20 補助対象経費の考え方

事業者の従業員・代表者が演出家や演者等の場合の、補助対象経費となる考え方

- 申請事業者の従業員・代表者が演出家や演者等である場合でも、その支払が、通常の従業員給与・代表者報酬とは区別された、当該イベントに対する業務対価であれば、補助対象経費になります。
- その際には、収支計画書において支払先名称の後ろに「個人事業主」であることを明示する等、社内人件費に該当しないことがわかるよう記載ください。
- なお、確定検査時には社内人件費に該当しないことが明確に分かる証憑（契約書、支払いの事実を証明する資料等）が必要であり、申請時に対象経費とされても、確定検査の結果、対象外経費と認定される場合があります。

事業者自身が公演会場を所有している場合の、施設維持費等の補助対象経費の算出方法

N月のイベントスケジュール（計11公演）

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

N+1月のイベントスケジュール（計6公演）

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※ ○の日がイベント日とする

左記の場合、以下が補助対象経費となる

年額請求となる費用から補助対象経費を算出
例)減価償却費、固定資産税相当費用等

年間の費用のうち17日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

$$\text{補助対象経費} = \text{「費用」} \times 17/365$$

月額請求となる費用から補助対象経費を算出
例)光熱水費、空調費、(毎日清掃している場合の)月間の清掃費 等

N月の総費用のうち11日分と、N+1月の総費用のうち6日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

$$\begin{aligned} \text{補助対象経費} &= \text{「N月分の費用」} \times 11/30 \\ &+ \text{「N+1月分の費用」} \times 6/31 \end{aligned}$$

※上記で算出した補助対象経費は、端数切り捨てとしてください

100% 子会社等からの調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益等を排除する必要があります。

公費で行われる補助である以上、事業者の 100% 子会社等の利益を補助してしまうことは避けなければなりません。よって、該当する取引について経費の補助を受けようとする場合には、36 頁の表に準じて「利益等の排除」をする必要があります。

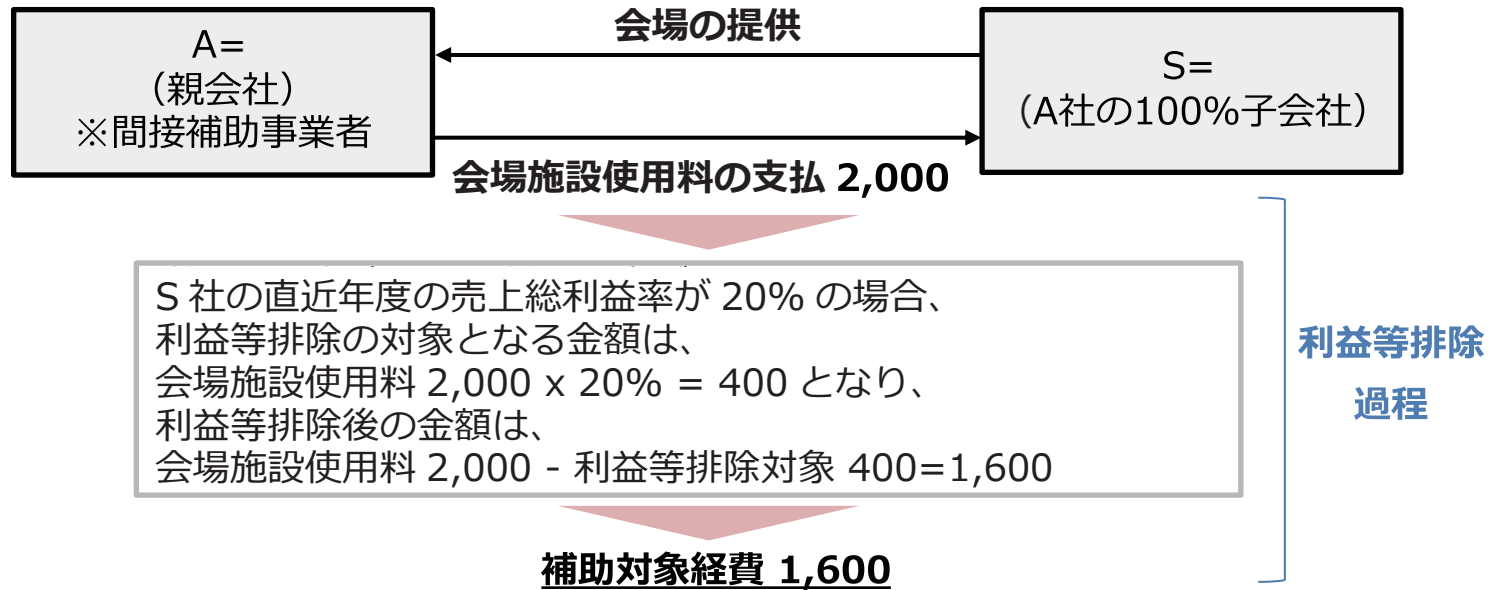
イベントの開催にかかるイニシャルコストの計上方法

イベントの開催にかかるイニシャルコスト(舞台制作費などで、通常、費用を一旦資産計上し、公演期間、公演回数や法定耐用年数等で減価償却するもの)については、貴社の財務会計または税務会計の処理にしたがって計上してください。もし、申請時の収支計画書や実績報告時の収支報告書における償却方法・期間などが当該年度の貴社の財務会計または税務会計における減価償却と異なった場合は、財務会計または税務会計における減価償却方法で算出しておいてください。その結果、①減価償却費が減少し、補助金の過払いが生じた場合は、その部分については返還義務が生じます。②減価償却費が増加し、計画時において、収益が発生しなかった場合は、対象外事業となりますので、補助金全額の返還義務が生じます。

22 補助対象経費の考え方

子会社等から調達を実施した場合の補助金の考え方について

(例) 子会社に会場施設使用料を支払う場合の利益等排除の例



※子会社が会場施設使用料 2,000 で会場を他社（第三者）に貸し出していたとしても、当該額が補助対象経費の額とはならない。

収入が経費の120%を下回った場合、補助金の支払額は、補助対象額※から以下の額を減額した額となります。

※実績報告時に補助対象経費が1億円を下回った場合は、交付決定取消しとなります。ただし、コロナ事由と審査委員会において補助対象経費が1億円を下回るような事業変更を認めた場合のみ、以下の事例で示している5,000万円の金額（計算上の下限の金額）は、補助対象経費の1/2の金額となります。

※「補助対象額」とは交付額事後調整前の補助金の支払額を指します。

- 収入が経費の「120%未満かつ110%以上」の場合、交付決定額から5,000万円を減じた額に1/2を乗じた金額を補助金の支払い額から減じます（下記パターン①）。
- 収入が経費の「110%未満」の場合、交付決定額にかかわらず補助金の支払額は5,000万円になります（下記パターン②）。

＜交付額事後調整のイメージ＞

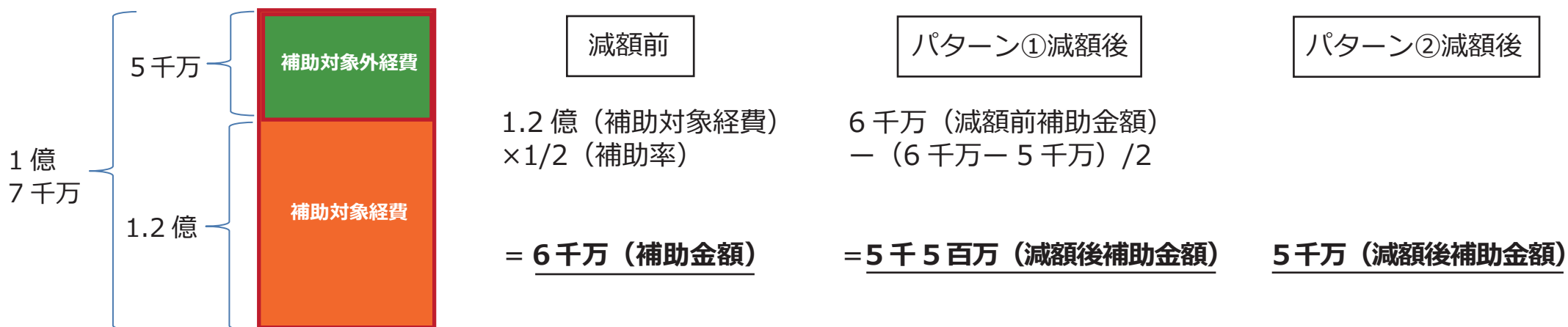
補助対象経費：1.2億

経費（補助対象外経費含む）：1億7千万

- パターン①収入： $(1.7億 \times 1.1) < 2億円 < (1.7億 \times 1.2)$

- パターン②収入： $1.6億円 < (1.7億 \times 1.1)$

総経費



24 応募資格

この補助金を利用できる方

以下の①②の要件をすべて満たしている法人

- ①日本の法令に基づき設立された法人（企業・団体等）、
もしくは地方自治法で定められた地方公共団体（都道府県・指定都市等）
- ②本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等についての十分な管理能力を有している法人

! 幹事法人を持たない団体（コンソーシアム・製作委員会・実行委員会等）からの申請はできません。
幹事法人を定めたうえで、その法人の責任のもとに、申請してください。

応募に際しては、事業者登録を行ってください。（応募時に一緒にお送りください）

事業者登録書類 初回のみ

事業者登録 フォーム	ウェブサイトより最新版をダウンロードし、必要事項をご記入ください。 ※指定フォーム	登記簿謄本	3ヶ月以内に発行された登記簿謄本をご提出ください。	直近2期分の決算書	貸借対照表と損益計算書のみで結構です。 ※設立2期目などの場合はご相談ください。	暴力団等の排除に関する誓約事項	指定フォームに申請者の情報を記入の上、pdfにして添付してください。 ※指定フォーム	補足資料 (任意) 会社案内等	会社案内、 事業案内パ ンフレット
---------------	--	-------	---------------------------	-----------	---	-----------------	---	---------------------------	-------------------------

記載事項に変更があった際は変更事項を報告してください。
ご不明な点は、事務局までお問い合わせください。

※いずれの書類も不備があると、審査に諮ることができません。
十分ご注意ください。

※過去類似した補助金へ登録済みの場合でも、本補助金に応募する際は初回応募時にご提出願います。

応募に際しては、下記の書類をご提出ください。

事業計画書



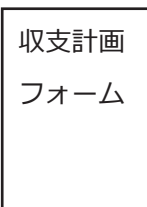
※指定フォーム

ウェブサイトより指定フォームをダウンロードし必要事項をご記入ください。

下記の項目をすべて記載ください

- ・事業の概要（主要な出演者や会場等イベントの詳細）
- ・収益チャネルの多様化に資する取り組みの概要および収入への影響
- ・顧客体験の拡張に資する取り組みの概要および収入への影響
- ・必然性、実施体制、戦略性、成果目標（定性的、定量的）
- ・業界全体への波及可能性

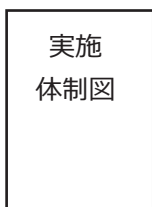
収支計画書



※指定フォーム

予想される費用を費目別に記載した計画書を提出ください。

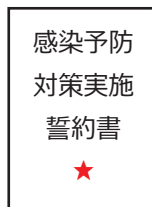
実施体制図



※書式自由

必要事項をご記入ください。

感染予防対策
実施誓約書



※指定フォーム

新型コロナウイルス感染症予防対策を実施することを宣言する書類を提出ください。

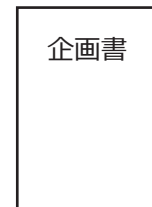
事前着手届出



※指定フォーム

事前着手費用がある場合には提出ください。

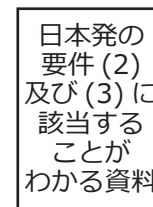
企画書



※書式自由

写真やイメージ等を活用し、事業内容の詳細がわかる企画書を添付してください。

日本発の要件に関する資料



※書式自由

日本発の要件(2)及び(3)に該当することがわかる資料(8頁参照)

★代表者印の捺印は不要です。

<応募方法>

応募フォームから、必要事項を入力し、必要書類を添付のうえ、ご応募ください。

応募フォームは、下記ウェブサイトアクセスしてください

<https://3-1.j-lodr3.jp/entry/>

- 採択後、交付決定がされると、(様式2) 補助金交付決定通知書が発行されます。

(様式2) 補助金交付決定通知書

K31XXXX
令和 4年 4月 28日

株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役 申請太郎 殿

特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長 松谷孝征

コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付決定通知書
(with コロナ時代におけるエンタメビジネスを行う事業の支援(ビジネスモデル革新枠))

令和 4年 3月 30日付で申請のありました、コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金については、コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付規程第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業の内容は、令和 4年 3月 30日付けで申請のありましたコンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付申請書記載のとおりとします。

事業の名称	●●●Live		
事業の目的及び内容	ロックバンドTHE JLODSの▲▲ドームでの有観客ライブの実施		
事業開始日	令和 4年 4月 28日	事業完了日	令和 4年 8月 31日

ただし、交付規程の定めるところにより、別紙にて条件を付す場合があります。

2. 間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

	間接補助事業全体に要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	220,000,000円	200,000,000円	100,000,000円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

28 補助金交付申請取下げ書

- 申請を取り下げる場合は、交付決定の通知を受領した日から 10 日以内に、（様式 3）補助金交付申請取下げ書を提出ください。
- 10 日を過ぎた場合は、取り下げできませんので、次頁の（様式 5）間接補助事業事故報告書を提出ください。

（様式 3）補助金交付申請取下げ書

K31XXXX

令和 4 年 5 月 2 日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所 東京都中央区築地 4-1-1
氏名 株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役 申請太郎

コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付申請取下げ届出書
（with コロナ時代におけるエンタメビジネスを行う事業の支援（ビジネスモデル革新枠））

令和 4 年 4 月 28 日付け K31XXXX をもって交付の決定があった上記補助金について、コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付規程第 9 条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

1. 交付の申請の取下げ理由
出演者の一部に新型コロナウイルス感染者が出たことにより、公演の実施ができなくなったため

2. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

	間接補助事業全体に 要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	220,000,000円	200,000,000円	100,000,000円

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

代表者印の捺印は不要です

- 交付決定後に以下のいずれかができない場合は、(様式5) 間接補助事業事故報告書を提出ください。

(様式5) 間接補助事業事故報告書

K31XXXXX
令和 4年 5月 2日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所 東京都中央区築地 4-1-1
氏名 株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役 申請太郎

コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金事故報告書
(with コロナ時代におけるエンタメビジネスを行う事業の支援 (ビジネスモデル革新枠))

コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付規程第13条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
出演者に新型コロナウイルス感染者が出たため

2. 事故に係る金額
100,000,000円

3. 事故に対して採った措置
公演中止

4. 間接補助事業の遂行及び完了の予定
なし

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

- ① イベントの実施ができなくなった場合
- ② 交付決定後10日を過ぎて申請を取り下げたい場合

代表者印の捺印は不要です

30 事業変更

- 交付決定された事業について、内容を変更する場合、**当初のイベント日よりも前に（様式4）事業計画変更承認申請書**を提出し、承認される必要があります。
- なお、承認の可否は外部審査委員会が決定していますので、承認には通常の申請と同様の日数を要します。
※事業計画承認申請書提出時に、既に予算が消化している場合は、申請書は受け付けられませんのでご注意ください。

<（様式4）記載例>

（様式4）事業計画変更承認申請書

K31XXXXX
令和4年6月11日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1
氏名 株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役 申請太郎

コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金計画変更承認申請書
(withコロナ時代におけるエンタメビジネスを行う事業の支援(ビジネスモデル革新枠))

コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付規程第10条第1項の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、会場を当初予定していた●●ドームから、より密閉度の低い△△スタジアムへ変更する。

2. 変更を必要とする理由
新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮したため

3. 変更が間接補助事業に及ぼす影響
特になし

4. 変更後の間接補助事業に要する経費の額
(新旧対比)
変更なし

5. 同上の算出基礎
特になし

代表者印の捺印は不要です

事業の実施内容が、事業計画（計画変更された内容を含む）と著しく異なる場合、確定検査時に外部審査委員会の審査によって補助金が減額されることがあります。

以下の場合はその事業者が補助金の支払いを受けた後であっても交付決定が取り消されます。また、同事業者は今後同様の補助金の申請が出来なくなります。

- ①事業者が、法令または交付規程に基づく事務局の処分もしくは指示に違反した場合。
- ②事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
- ③事業者が、間接補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合。
- ④事業者が、「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金交付規程」に基づく誓約事項に違反した場合。

! **すでに補助金を受け取っている事業が、これらの理由で交付決定を取り消された場合、事務局が定める納付期限までに補助金を返還いただきます。この際、補助金を受け取った日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の加算金を併せて納付いただきます。また、納付期限までに返納金の納付がない場合、納付の日までの日数に応じ、年10.95%の延滞金を併せて納付いただきます。**

補助金の支払いを受けた後であっても、会計検査院等により対象外費用と判断された場合、該当する費用を返還いただくことがあります。

! **この際、補助金を受け取った日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の加算金を併せて納付いただきます。また、納付期限までに返納金の納付がない場合、納付の日までの日数に応じ、年10.95%の延滞金を併せて納付いただきます。**

補助を受けた事業は公表されます

- ①経済産業省が運用する「gbizINFO」で、補助を受けた事実が公表されます。詳しくは、下記URLをご参照ください。

<https://info.gbiz.go.jp/>

- ②事業の成果は、政府資料、事務局のWEBサイト等で公開する場合があります。なお、公開する内容は事務局から事前確認します。

効果測定にご協力いただきます

補助金の効果測定および国の政策に関する情報収集のため、事務局が求める場合には、動画配信の状況(PV数、展開先の国・地域、メディアの活用状況等)等や感染対策の効果等に関するアンケートやヒアリングに協力いただく必要があります。

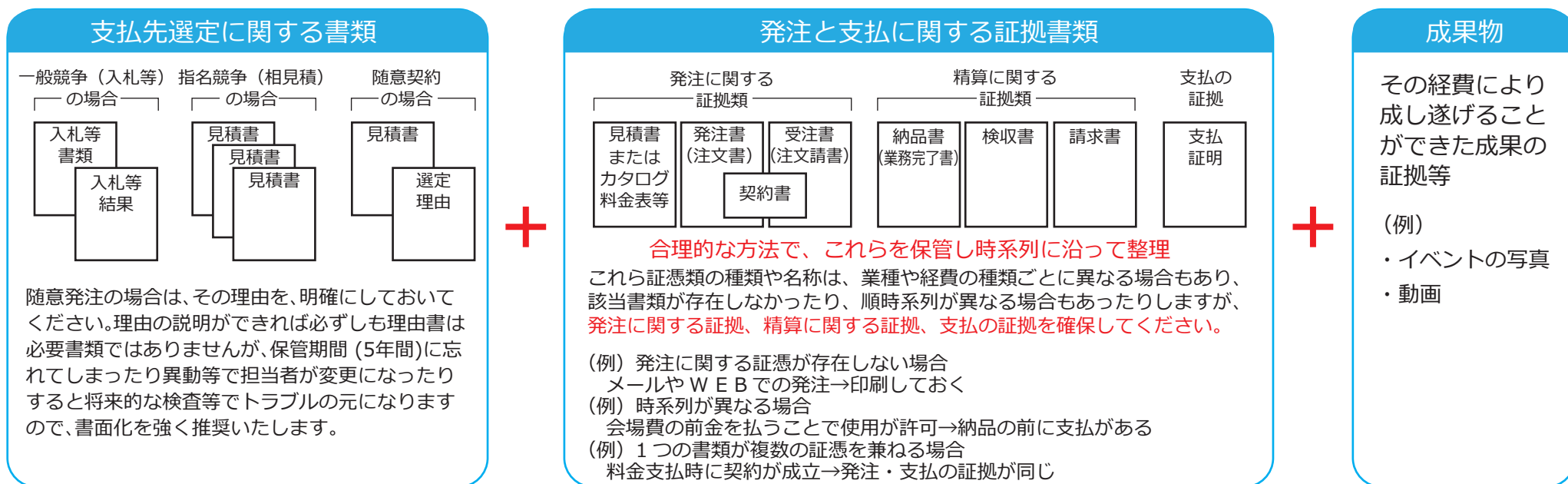
書類は5年間保管してください

補助金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類および領収書等の証拠書類等を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管する必要があります。また、各種取組を実施した証憑となる動画、写真及び関係書類についても、5年間保管する必要があります。

32 注意事項

① どのような経費でも、一定の基準で証憑を揃えていただく必要があります。また、経費によっては指定する証憑書類を用意いただく必要があります。

どのような経費であっても、原則として、以下の図に従って証憑を整理してください。全ての書類には日付の記載が必要です。



一部の経費では、指定する証憑を別途用意いただく必要があります。

(例) 航空運賃の場合

チケットの発券記録である「Eチケット」と飛行機に乗った証明である「搭乗券の半券」がない場合は、補助できない事もあります。



搭乗券の半券がない場合

- ・航空会社に搭乗証明を発行してもらう
- ・マイル積算記録
- ・荷物札(バゲージクレイムタグ)
- ※搭乗日、便名、氏名が確認できる場合に限る

その他、特定の経費で指定する証憑をご用意いただく際には、当該経費の使用を予定されている事業者様に個別にご案内します。

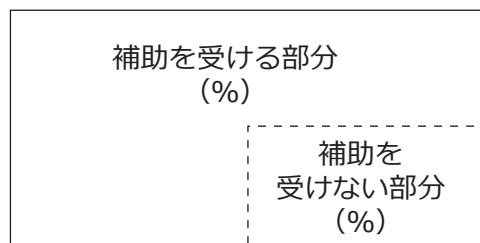
② 事業目的に合致し、当該事業に使用されたことが確認できる資料を整理する必要があります。

原則として「補助を受ける事業のみに使われた経費」が、補助の対象です。

補助を受ける費用は「補助を受ける事業のみに使われ、他の目的に使われていないこと」を証明する必要がありますので、複雑なものや、誤解を受けやすいものは、合理的な方法で、わかりやすく整理してください。

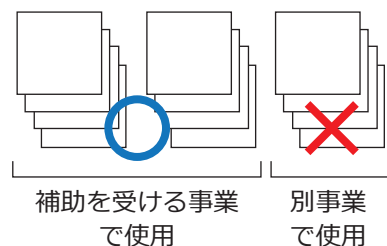
基本的な考え方

「面積」「時間」「分量」等
補助を受ける部分と、
補助を受けない部分の
割合を算出して計算



$$\text{経費額} \times \frac{\text{補助を受ける部分の割合}(\%)}{100\%} = \text{補助対象額}$$

(例) 印刷物や配布物の場合
「補助を受ける事業」以外
の他の事業で使う部分
がある場合は、その分を控
除して計算してください。



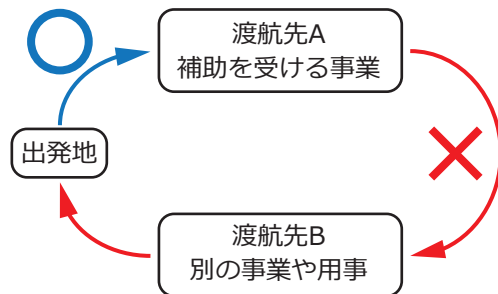
$$\text{経費額} \times \frac{\text{補助を受ける事業で使用する部数}}{\text{総部数}} = \text{補助対象額}$$

❗ 余らせて他の事業に使い回すことはできません。

(例) 渡航費の場合

「補助を受ける事業」の渡航先から
移動し他の事業等に
従事する場合

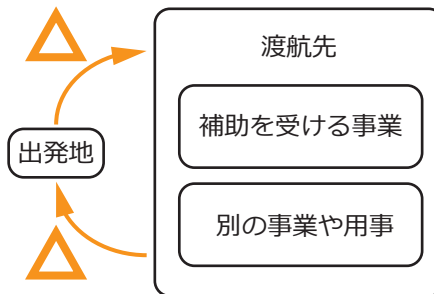
「補助を受ける事業のみに使われた経費」
の原則にたち、補助を受ける事業への
往路のみ補助対象となります。



「補助を受ける事業」の渡航先に
留まり他の事業等に
従事する場合

「補助を受ける事業のみに使われた経費」
の原則にたち、補助を受ける事業の関連
割合を算出し、按分してください。

$$\text{渡航費} \times \frac{\text{補助を受ける事業に関連する場合}}{100\%} = \text{補助対象額}$$



③ 支払は銀行振込を原則とし、その事実を証明できる証憑類（銀行振込受領書や通帳等）を保管・整理してください。また、現金・クレジットカード・小切手または手形で支払う場合にも、支払の事実を証明する資料を保管・整理してください。

この補助金では、支払自体が適切な手段で確実に行われたことを記録するため、銀行振込を原則としています。

銀行振込の場合

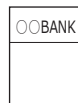
通帳がある場合

検査時に通帳を確認致しますので、お持ちください。



ATM 等での送金手続の場合

銀行振込受領書や ATM から発行される送金レシート等を保管ください。
※口座からの振込であれば左記記載の通帳の基準に準じてください。



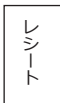
通帳がないオンラインバンキング等の場合

通帳がないオンライン専用口座等の場合は、当該経費の部分を出力してください。月次送金等で帳票が数枚に及ぶ場合は、表紙と該当ページを抽出して整理して下さい。

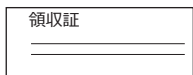


現金の場合

領収証かレシートを証憑としてください。
宛名が事業者と異なっていたり、記載された品名が補助を受ける経費と異なるものは支払できませんのでご注意ください。



高額等、現金支払として不自然なものには追加で証憑を求めます。



クレジットカードの場合（領収証がない場合）

オンライン決済や一部のサービス等、クレジットカードを使用した際に領収証等が発行されない場合は、クレジットカード会社が発行する利用明細（請求明細）の該当部分を証憑として整理してください。



※クレジットカードを使用した場合でも、領収証やレシートがある場合は、左記記載の「現金の場合」の領収証・レシートの基準に準じてください。

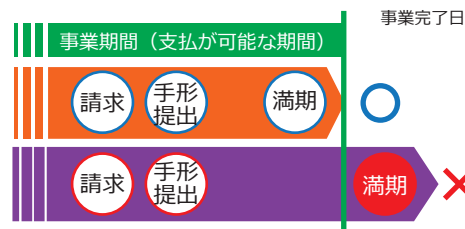
小切手または支払手形の場合

振り出した証明ではなく、支払った証明が必要です

つまり手形の場合は、支払期日に当座から引き落とされた証明が必要であり、小切手の場合は、支払先が現金化し当座から引き落とされた証明が必要です。

回し手形は認められません

つまり、手形の場合は、事業者自身が振り出した手形のみ有効です。



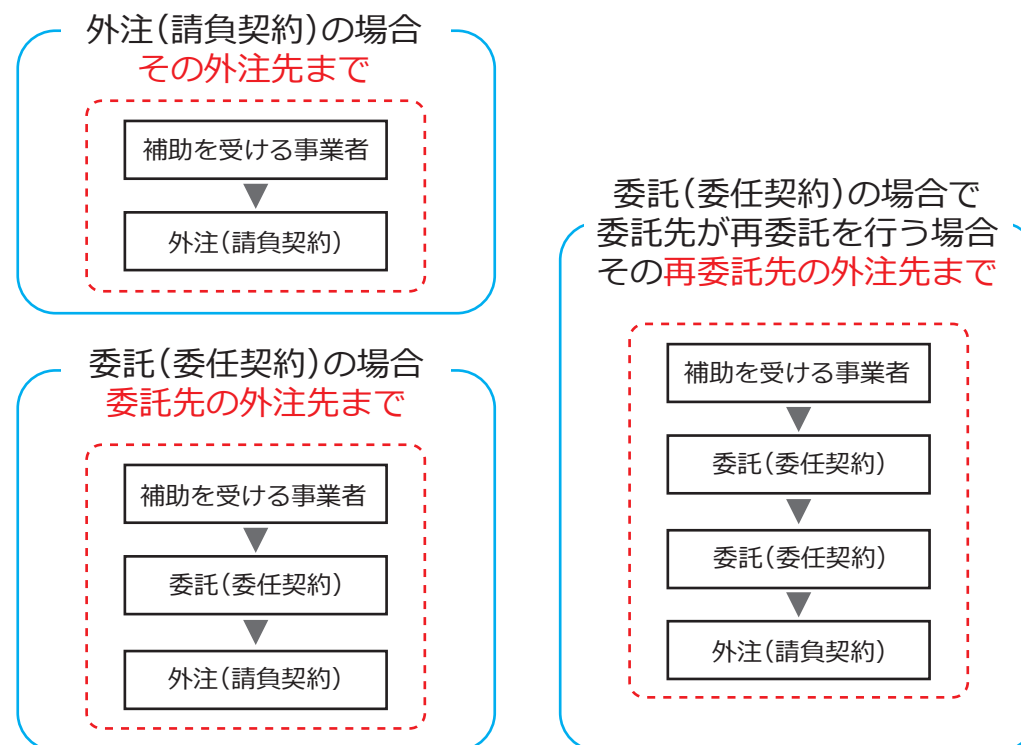
❗ 手形の支払期日（満期日）が事業完了日前でなければならぬので十分ご注意ください。

④ 事業の一部を他社に再委託（委任契約）する場合、委託先にも事業者同様の証憑類を保管・整理させる必要があります。

<p>外注 (請負契約)</p>	<p>民法第 632 条に基づく 「仕事の完成」を目的とした契約</p> <p>事業者が請負先に対し、明確な意思や仕様に基づいて発注を行い、請け負った者は、事業者の指示に従う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●何かを使用・作業する場合 例) スタジオ、ディレクター、編集、翻訳、通訳、声優等 ●何かを手配・調達する場合 例) 機材、資材、印刷、レンタル、航空券、宿泊 等
<p>委託 (委任契約)</p>	<p>民法第 643 条および 656 条に基づく 「行為の遂行」を目的とした契約</p> <p>事業者が委託先に対し、事業の全部または一部の実務を依頼し、受託した者が業務を進める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業主体を移管する場合 例) 子会社への委任 現地法人への委任等 ●一定の予算内で任せる場合 例) 制作会社への委任 広告代理店への委任 等

委託(委任契約)の場合は、確定検査の際に「委託先からその支払先への証憑」が必要になります。委託先にもこの補助金の費用のルールを理解させ、委託先への支払時には必ず事業者自身でも検査を行ってください。

【検査に必要な証憑の範囲】



⑤ 自社調達や、100% 子会社等からの調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益等を排除する必要があります。

公費で行われる補助である以上、事業者自身や、事業者の 100% 子会社等の利益を補助してしまうことは避けなければなりません。よって、該当する取引について経費の補助を受けようとする場合には、以下の表に準じて「利益等の排除」をする必要があります。

調達先	利益等の排除の方法	備考
間接補助事業者 自身	原価をもって補助対象経費に計上します。 原価の証明をおこない、原価を算出して下さい。	この補助金では事業者自身の社内人件費等を対象外としているため、事業者自身の自社調達品が補助対象経費に該当することはまれですが、事業者がスタジオを経営していたり製造部門を擁している等の場合に、該当することがありますので、発注前に事務局にご相談ください。
100% 子会社 あるいは 間接的に 100% の 支配権を有する 孫会社・曾孫会社等	調達品の取引価格が原価以下であると証明できる場合は、その取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい売上総利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。売上総利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	委任契約(前ページ④参照)として証憑類を全て用意する場合は「利益等の排除」処理は不要です。 競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。
関係会社等	取引価格が、製造原価と販売費及び一般管理費との合計以内と証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい営業利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。	「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明したうえで、その根拠となる資料を用意してください。 委任契約(前ページ④参照)として証憑類を全て用意する場合は「利益等の排除」処理は不要です。 競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。

⑥ 海外への外注、海外出張による外貨の支払の円換算については、当該外貨使用時の両替レート等を適用する等、合理的な方法により計算してください。

金融機関で海外送金した場合

海外送金を依頼した金融機関が発行する海外送金票等に記載された外貨レート(または記載された円貨)をそのまま使用してください。

外貨両替手数料は補助対象外です。
海外送金手数料は補助を受ける経費のみの送金と認められる場合のみ対象となります。

海外送金表

現金での支払の場合

その外貨現金を購入した際のレートを使用して計算します。
外貨両替所や外貨販売機等で発行された明細等を証憑として保管してください。

〇〇銀行〇〇空港両替所
両替明細書

クレジットカード等の場合

クレジットカード会社が発行する利用明細(請求明細)に記載された円貨の換算額と、付記されたレートを証憑としてください。

外貨キャッシングサービスを利用した場合の、キャッシング利息や手数料は補助の対象外です。

クレジットカード
明細

⑦ 経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、原則切捨てにより補助対象金額として計上してください。

額の計算をする過程で発生する小数点以下の金額は、切り捨てを原則とします。計算が発生する際に心がけてください。

(例)両替レート 1 USD(ドル) = 119.74JPY(円)のドル現金で
5ドルのものを7回購入したときの精算

- × 5ドル x 119.74 = 598.7円 → 四捨五入 → 599円 x 7回 = 4193円
- × 5ドル x 119.74 = 598.7円 x 7回 = 4190.9円 → 四捨五入 → 4191円
- 5ドル x 119.74 = 598.7円 x 7回 = 4190.9円 → 切り捨て → 4190円
- ◎ 5ドル x 119.74 = 598.7円 → 切り捨て → 598円 x 7回 = 4186円

- ❗ 「0.5円は、1円ではない」と考えると理解しやすいです。
- ❗ 計算にExcelを用いる場合は「TRUNC関数」か「Rounddown関数」を用いると便利です。

⑧ 同じ経費に対して他の公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできません。他の補助金・助成金等を利用する場合には、費目や経費をしっかり切り分けて計画・精算し、わかりやすく誤解のないようにして下さい。

(例) この補助金で交通費・宿泊費の補助を受けており、別途 ABC 基金から交通費・宿泊費を受ける場合




(例) この補助金で会場施設使用料・運営スタッフ費の補助を受けており、別途 XYZ 助成金から開催費の助成を受ける場合



(例) この補助金と ARTS for the future! 2 の両方で補助を受ける場合



※クラウドファンディングや民間が拠出する基金事業などは、他の公的な補助金・助成金等には該当しません。

 **J-LOD(3)** コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金による
withコロナ時代のライブエンタメ事業の支援（ビジネスモデル革新枠）

補助金公募要項

発行

 **VIO** Visual Industry Promotion Organization
特定非営利活動法人 **映像産業振興機構**